

国地契第26号  
国官技第98号  
国营管第148号  
国营計第41号  
国港総第153号  
国港技第33号  
国空予管第126号  
国空安保第146号  
国空交企第181号  
国北予第19号  
平成24年6月29日

最終改正 平成24年10月26日

国地契第43号  
国官技第185号  
国营管第281号  
国营計第69号  
国港総第281号  
国港技第68号  
国空予管第296号  
国空安保第364号  
国空交企第367号  
国北予第36号

大臣官房官庁営繕部 各課長  
各地方整備局 総務部長  
企画部長  
営繕部長  
港湾空港部長  
北海道開発局 事業振興部長  
営繕部長  
各地方航空局 総務部長  
空港部長  
保安部長

あて

大臣官房  
地方課長  
技術調査課長  
官庁営繕部管理課長  
官庁営繕部計画課長  
港湾局

総務課長  
技術企画課長  
航空局  
予算・管財室長  
安全部空港安全・保安対策課長  
交通管制部交通管制企画課長  
北海道局  
予算課長

東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントの使用を評価する  
総合評価落札方式の試行の実施について

「東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントの使用を評価する総合評価落札方式の試行について」（平成24年4月17日付け国地契第4号、国官技第27号、国営管第41号、国営計第7号、国港総第23号、国港技第10号、国空予管第21号、国空安保第19号、国空交企第39号、国北予第4号。以下「前通達」という。）において、東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントの使用を評価する総合評価落札方式の試行の開始等について別途通知することとしていたところであるが、今般、関係省庁間での調整が整い、以下のとおり試行を開始することとしたので通知する。

## 記

### 1 用語の定義

本通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 対象工場 地方公共団体より委託を受けて、東日本大震災における災害廃棄物を受け入れて処理しているセメント工場で、その委託期間の終了日が評価を実施する工事の契約日以降となっているものをいう。
- ② 対象セメント 対象工場で生産されるセメントをいう。
- ③ 対象会社 対象セメントを生産するセメント製造会社又は当該セメント製造会社に代わって対象セメントを販売するセメント販売会社をいう（対象会社となり得る具体の会社名については、別添1に定めるとおりとするが、対象工場であるか否かは環境省のHPにより確認すること。）。
- ④ 対象コンクリート 対象セメントを原料とするコンクリートをいう。
- ⑤ 中間業者 対象セメントが対象会社から建設会社に対象セメント又は対象コンクリートとして納入されるまでに介在するすべての者をいう。

## 2 対象工事

前通達において、試行を実施する地域については、東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントの供給状況を踏まえて適切に設定することとしたところであるが、当面、別添2の地域で実施することとする。

別添2の対象地域を管内に含む地方整備局等においては、対象セメントの供給状況を踏まえ、対象工事を適切に設定すること。

なお、対象地域を拡大する場合には、改めて通知する。

## 3 対象セメント使用に係る通知

競争参加者が対象セメントの使用の有無について通知するための様式は様式1のとおりとする。

## 4 履行の確認方法

履行の確認については、完了検査時において、元請建設会社に、当該工事において対象セメント又は対象コンクリートを使用したことを証明するのに必要なすべての書類を提出させることにより行うものとする。

具体的には、以下の①、②及び③に加え、④から⑦までに規定する、対象会社、元請建設会社及び下請建設会社の間に介在する対象セメント若しくは対象コンクリートの購入又は対象セメント若しくは対象コンクリートを使用する工事の請負に係るすべての契約の注文書及び納品書又は契約書の写しを提出させるものとする。ただし、対象会社と中間業者又は建設会社の間におけるセメント購入に係る注文書及び納品書又は契約書の写しは除く。

なお、対象セメントの使用量については問わない。

- ① 対象セメント使用に係る証明書（様式2）
- ② 地方公共団体の対象工場に対する東日本大震災の災害廃棄物の処理に係る委託の内容を記載した環境省のHPの写し
- ③ 対象セメントである旨を証明する、対象会社が発行する購入者名と工事名が記載された生産証明書（様式3）
- ④ 中間業者と元請建設会社又は下請建設会社の間で取り交わす対象セメント又は対象コンクリートの購入に係る注文書及び納品書又は契約書の写し
- ⑤ 中間業者間で取り交わす対象セメント又は対象コンクリートの購入に係る注文書及び納品書又は契約書の写し
- ⑥ 対象セメント又は対象コンクリートを使用する旨を定めた、元請建設会社と下請建設会社の間で取り交わす請負契約書の写し
- ⑦ 対象セメント又は対象コンクリートを使用する旨を定めた、下請建設会社間で取り交わす請負契約書の写し

## 5 その他

- ① 入札段階において対象セメントを使用する旨を通知した者が落札した場合、工事現場に看板等を設置させ、その旨を明示させるものとする。また、住民説

明会を開催する工事においては、対象セメントを使用する前に、住民説明会において、その旨を監督職員及び現場代理人、主任技術者又は監理技術者から説明するものとする。

- ② 受注者の責めに帰すことができない事由により対象セメントが使用できなくなった場合については、ペナルティは課さないものとする。
- ③ 別添3及び別添4の記載例を参考に、入札説明書及び特記仕様書について、必要な事項を記載すること。
- ④ 試行を実施する対象となる地域を管内に含む地方整備局等においては、対象セメントの供給状況を踏まえ、速やかに試行を開始するものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この通知は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

別添 1

セメント製造会社	セメント販売会社	セメント工場	所在地
日鐵セメント(株)		室蘭	北海道
太平洋セメント(株)		上磯	北海道
		大船渡	岩手県
		熊谷	埼玉県
		埼玉	埼玉県
		藤原	三重県
		大分	大分県
三菱マテリアル(株)	宇部三菱セメント(株)	青森	青森県
		岩手	岩手県
		横瀬	埼玉県
		九州	福岡県
八戸セメント(株)	住友大阪セメント(株)	八戸	青森県
(株)デイ・シイ	太平洋セメント(株)	川崎	神奈川県
日立セメント(株)		日立	茨城県
住友大阪セメント(株)		栃木	栃木県
		岐阜	岐阜県
		赤穂	兵庫県
		高知	高知県
明星セメント(株)	太平洋セメント(株)	糸魚川	新潟県
電気化学工業(株)		青海	新潟県
敦賀セメント(株)	太平洋セメント(株)	敦賀	福井県
(株)トクヤマ		南陽	山口県
東ソー(株)	太平洋セメント(株)	南陽	山口県
宇部興産(株)	宇部三菱セメント(株)	宇部	山口県
		伊佐	山口県
		苅田	福岡県
新日鐵高炉セメント(株)		小倉	福岡県
苅田セメント(株)	麻生ラファージュセメント(株)	苅田	福岡県
麻生ラファージュセメント(株)		田川	福岡県
琉球セメント(株)		屋部	沖縄県

※セメント販売会社名が空欄の場合は、セメント製造会社が製造販売を行っている。

上記セメント工場のうち、対象セメントを製造している対象工場については、環境省のHP等で確認すること。

別添 2

岩手県  
埼玉県

### 別添3

#### <入札説明書への記載例>

#### ○. 工事概要

- (○) この工事は、東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントの使用を評価する「東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントの使用を評価する総合評価落札方式」の試行対象工事である。
  
- (○) 競争参加者は、東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントを使用する場合には、その旨を別添様式○の通知書により、競争参加資格を有することを証明するための申請書及び資料と併せて提出すること。【様式1を入札説明書の別添に添付】  
なお、様式1の提出がない場合には、使用する意思がないものとして、加點評価しない。
  
- (○) 対象となるセメントは、地方公共団体より委託を受けて、東日本大震災における災害廃棄物を受け入れて処理しているセメント工場で、その委託期間の終了日が本工事の契約日以降となっているもの（以下「対象工場」という。）において生産されるセメント（以下「対象セメント」という。）とする。
  
- (○) 様式1により、対象セメントを使用する旨を通知した者が落札した場合は、実際の施工にあたり、対象セメントを使用する義務を負うものとする。また、工事現場に看板等を設置し、対象セメントを使用する旨を記載するものとする。さらに、住民説明会を開催する工事においては、対象セメントを使用する前に、住民説明会において、その旨を現場代理人、主任技術者又は監理技術者が説明するものとする。
  
- (○) 対象セメントを使用したことを、完了検査時に確認する。確認の方法については、○. 履行の確認方法を参照のこと。
  
- (○) 対象セメントの使用について履行されなかった場合又は履行の確認ができなかった場合は、ペナルティを課す。【具体的な内容を記載】ただし、受注者の責めに帰すことができない事由により対象セメントが使用できなくなった場合については、ペナルティは課さないものとする。

#### ○. 履行の確認方法

- (○) 受注者は、完了検査時において、当該工事において対象セメント又は対象セメントを原料とするコンクリート（以下「対象コンクリート」という。）を使用したことを証明するのに必要なすべての書類を提出すること。  
具体的には、以下の①、②及び③に加え、④から⑦までに規定する、別添○

に定める対象セメントを生産するセメント製造会社又は当該セメント製造会社に代わって対象セメントを販売するセメント販売会社（以下「対象会社」という。ただし、別添〇に掲げる会社のすべてが対象セメントを取り扱っているものではないため、対象工場であるか否かは、環境省のHPにより確認されたい。）

【別添1を入札説明書の別添に添付】、元請建設会社及び下請建設会社の間で介在する対象セメント若しくは対象コンクリートの購入又は対象セメント若しくは対象コンクリートを使用する工事の請負に係るすべての契約の注文書及び納品書又は契約書の写しを提出すること。ただし、対象会社と中間業者（対象セメントが対象会社から建設会社に対象セメント又は対象コンクリートとして納入されるまでに介在するすべての者をいう。以下同じ。）又は建設会社の間におけるセメント購入に係る注文書及び納品書又は契約書の写しは除く。

これらの書類の提出がない場合は、履行がされなかったものとみなす。

- ① 対象セメント使用に係る証明書（様式〇）【様式2を入札説明書の別添に添付】
- ② 地方公共団体の対象工場に対する東日本大震災の災害廃棄物の処理に係る委託の内容を記載した環境省のHPの写し
- ③ 対象セメントである旨を証明する、対象会社が発行する購入者名と工事名が記載された生産証明書（様式〇）【様式3を入札説明書の別添に添付】
- ④ 中間業者と元請建設会社又は下請建設会社の間で取り交わす対象セメント又は対象コンクリートの購入に係る注文書及び納品書又は契約書の写し
- ⑤ 中間業者間で取り交わす対象セメント又は対象コンクリートの購入に係る注文書及び納品書又は契約書の写し
- ⑥ 対象セメント又は対象コンクリートを使用する旨を定めた、元請建設会社と下請建設会社の間で取り交わす請負契約書の写し
- ⑦ 対象セメント又は対象コンクリートを使用する旨を定めた、下請建設会社間で取り交わす請負契約書の写し



## 別添 4

### <特記仕様書への記載例>

(東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメント使用)

第〇条 地方公共団体より委託を受けて、東日本大震災における災害廃棄物を受け入れて処理しているセメント工場で、その委託期間の終了日が本工事の契約日以降となっているもの(以下「対象工場」という。)において生産されるセメント(以下「対象セメント」という。)を使用すること。

(対象セメント使用の周知等)

第〇条 工事現場に看板等を設置し、対象セメントを使用する旨を記載するものとする。また、住民説明会を開催する工事においては、対象セメントを使用する前に、住民説明会において、その旨を現場代理人、主任技術者又は監理技術者が説明するものとする。

(履行の確認)

第〇条 受注者は、完了検査時において、当該工事において対象セメント又は対象セメントを原料とするコンクリート(以下「対象コンクリート」という。)を使用したことを証明するのに必要なすべての書類を提出すること。

具体的には、以下の①、②及び③に加え、④から⑦までに規定する、別添〇に定める対象セメントを生産するセメント製造会社又は当該セメント製造会社に代わって対象セメントを販売するセメント販売会社(以下「対象会社」という。ただし、別添〇に掲げる会社のすべてが対象セメントを取り扱っているものではないため、対象工場であるか否かは、環境省のHPにより確認されたい。)【別添1を特記仕様書の別添に添付】、元請建設会社及び下請建設会社の間介在する対象セメント若しくは対象コンクリートの購入又は対象セメント若しくは対象コンクリートを使用する工事の請負に係るすべての契約の注文書及び納品書又は契約書の写しを提出すること。ただし、対象会社と中間業者(対象セメントが対象会社から建設会社に対象セメント又は対象コンクリートとして納入されるまでに介在するすべての者をいう。以下同じ。)又は建設会社の間におけるセメント購入に係る注文書及び納品書又は契約書の写しは除く。

- ① 対象セメント使用に係る証明書(様式〇)【様式2を特記仕様書の別添に添付】
- ② 地方公共団体の対象工場に対する東日本大震災の災害廃棄物の処理に係る委託の内容を記載した環境省のHPの写し
- ③ 対象セメントである旨を証明する、対象会社が発行する購入者名と工事名が記載された生産証明書(様式〇)【様式3を特記仕様書の別添に添付】
- ④ 中間業者と元請建設会社又は下請建設会社の間で取り交わす対象セメント又は対象コンクリートの購入に係る注文書及び納品書又は契約書の写し
- ⑤ 中間業者間で取り交わす対象セメント又は対象コンクリートの購入に係る注

文書及び納品書又は契約書の写し

- ⑥ 対象セメント又は対象コンクリートを使用する旨を定めた、元請建設会社と下請建設会社の間で取り交わす請負契約書の写し
- ⑦ 対象セメント又は対象コンクリートを使用する旨を定めた、下請建設会社間で取り交わす請負契約書の写し

(履行の確認ができない場合の措置)

第〇条 前条において提出すべきすべての書類を提出しない場合は、対象セメントを使用していないものとみなし、ペナルティを課す。【具体的な内容を記載】  
ただし、受注者の責めに帰すことができない事由により対象セメントが使用できなくなった場合については、この限りでない。

(適用除外)

第〇条 第〇条から第〇条までの規定は、受注者が入札段階において対象セメントを使用する旨を通知していない場合は、適用しない。

様式 1

平成 年 月 日

〇〇長【支出負担行為担当官】 殿

住所  
商号または名称  
代表者氏名 印

## 東日本大震災における災害廃棄物を原燃料とした セメント使用に係る通知書

工事名：

標記の工事に関し、東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントの使用について、下記のとおり通知します。

記

使用する

(注) 東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントを使用すると通知した場合、完了検査時に、当該セメントの使用を証明する書類の提出を求める。

提出なき場合は、履行されていないものとして、所要の措置を講ずる。

様式2

平成 年 月 日

〇〇長【支出負担行為担当官】 殿

住所  
商号または名称  
代表者氏名 印

## 東日本大震災における災害廃棄物を原燃料とした セメント使用に係る証明書

工事名：

標記の工事において、東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントを使用したことを報告します。また、使用したことを証明する以下の書類を提出します。

### 記

1. 〇〇市（委託元自治体名）の●●セメント△△工場に対する東日本大震災の災害廃棄物の処理に係る委託の内容を記載した環境省のHPの写し
2. ●●セメント（△△工場でセメントを生産したセメント製造会社）（又は■（セメント販売会社））が××（商社等の中間業者）に対して標記の工事用に発行した生産証明書
3. ××と□□（生コン製造会社等の中間業者）とのセメント購入契約書の写し
4. □□と★★（生コン販売会社等の中間業者）とのコンクリート購入契約書の写し
5. ★★と▽▽（下請建設会社）とのコンクリート購入契約書の写し
6. ▽▽と▼▼（下請建設会社）との下請契約書の写し
7. ▼▼と◎◎（元請建設会社）との下請契約書の写し

（注）記3. ～7. は例であり、対象セメント又は対象コンクリートが別添〇に定める対象セメントを生産するセメント製造会社又は当該セメント製造会社に代わって対象セメントを販売するセメント販売会社から建設会社へ納入されるま

でに取り交わされたすべての購入契約書（又は注文書及び納品書）の写し並びに元請建設会社と下請建設会社の間及び下請建設会社間に取り交わされた対象セメント又は対象コンクリートを使用する旨を定めたすべての下請契約書の写しを提出すること。ただし、セメント製造会社又はセメント販売会社と中間業者又は建設会社とのセメント購入契約書（又は注文書及び納品書）の写しは除く。

様式3

平成 年 月 日

〇〇株式会社 殿  
(〇〇工事用)

●●セメント株式会社 社印  
住所  
電話  
F A X などを記載

## 生産証明書

当社が出荷した下記の製品について、●●工場で生産した製品が含まれていることを証明いたします。

記

出 荷 日：平成●年●月●日、●月▲日  
出荷品種及び出荷量：普通ポルトランドセメント ●トン  
出 荷 場 所：●●工場（又は●●サービス・ステーション）  
●●県●●市●●町●●番地